

第 1 号議案

2024年12月25日

第491回理事会

事務局権限表の変更について

事務局の職制及び権限に関する規程第3条に基づき定める事務局権限表について、需給状況の悪化時の対応に関する権限の明確化等の観点から、別紙のとおり変更を行う。
(施行日：2024年12月25日)

以 上

【添付資料】

別 紙：事務局権限表 新旧対照表

電力広域的運営推進機関 事務局権限表 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)					変 更 後 (変更点に下線)				
施 行 2 0 1 5 年 4 月 1 日 最終変更 2 0 2 4 年 7 月 3 1 日					施 行 2 0 1 5 年 4 月 1 日 最終変更 2 0 2 4 年 <u>1 2 月 2 5 日</u>				
事務局権限表 (略)					事務局権限表 (略)				
5. 運用部					5. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長	当直長	項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長、 <u>副所長</u>	当直長
業務規程第 8 章 (需給状況の監視) に基づく需給に関する計画の取りまとめ、公表 <u>(月間、翌日)</u>		○ (月間)	○ (所長) (週間)	○ <u>(週間以降)</u>	業務規程第 8 章 (需給状況の監視) に基づく需給に関する計画の取りまとめ、公表		○ (月間)	○ (所長) (週間)	○ <u>(翌々日～ 当日)</u>
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>			<u>業務規程第 9 章 (需給状況の悪化時の指示等) に基づく要請、公表</u>		<u>○</u>		
業務規程第 1 0 章 (地域間連系線の管理) に基づく運用容量・マージン・空容量の算定、公表		○ (運用容量・マージンについては月間、空容量については月間以前)	○ (所長) (週間)	○ <u>(週間以降)</u>	業務規程第 1 0 章 (地域間連系線の管理) に基づく運用容量・マージン・空容量の算定、公表		○ (運用容量・マージンについては月間、空容量については月間以前)	○ (所長) (週間)	○ <u>(翌々日～ 当日)</u>
(略)					(略)				
業務規程第 1 1 1 条 (需給状況の悪化時の指示又は要請) 第 1 項に基づく指示 (1) <u>各一般送配電事業者への需給ひっ迫融通指示及び下げ代不足時の余剰融通指示</u> (2) <u>上記 (1) の融通指示を行うに際し、各一般送配電事業者への他エリアの需給改善のための調整力 (電源 I ʼ 厳気象対応調整力) の発動要請</u> (3) <u>各一般送配電事業者による連系線のマージンの使用</u> ※ (連系線潮流抑制のためのマージンを除く) ※業務規程第 1 1 6 条及び第 1 5 2 条			○ <u>(新設)</u>	○ (<u>上位者</u> に連絡が取れない場合に限る。)	業務規程第 1 1 1 条 (需給状況の悪化時の指示又は要請) 第 1 項に基づく指示 <u>のうち、以下の内容</u> (1) 融通指示 <u>(削る)</u> <u>(2) 各一般送配電事業者による連系線のマージンの使用</u> ※ (連系線潮流抑制のためのマージン <u>の使用</u> を除く。) ※業務規程第 1 1 6 条及び第 1 5 2 条			○ <u>(所長)</u>	○ (<u>所長</u> に連絡が取れない場合に限る。)
<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>		<u>業務規程第 1 2 2 条 (指示の公表) に基づく公表 (融通指示に限る。)</u>			<u>○</u> <u>(所長)</u> <u>(副所長 (所長に連絡が取れない場合に限</u>	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)				
<u>(新設)</u>				<u>(新設)</u>
(略)				

5. 運用部(続き)

項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長	<u>項目</u>
(略)				
業務規程第180条 <u>第2項</u> (出力抑制時の検証)に基づく出力抑制が適切であったか否かの確認及び検証(離島における出力抑制に関するものに限る。)		○		
(略)				
<u>関西電力送配電との広域運用センター代行業務委託契約に基づく、委託業務の開始及び終了</u>			○ (所長)	○ (<u>上位者</u> に連絡が取れない場合に限る。)

(略)

【参考】変更履歴

(略)

変更 2024年 7月31日

変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)				
			<u>る。))</u>	
<u>業務規程第123条の2(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)に基づく1時間前取引の送電可否判定の照会の受付停止、通知</u>				<u>○</u>
(略)				

5. 運用部(続き)

項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長、 <u>副所長</u>	<u>当直長</u>
(略)				
業務規程第180条 <u>第1項</u> (出力抑制時の検証)に基づく出力抑制が適切であったか否かの確認及び検証(離島における出力抑制に関するものに限る。)		○		
(略)				
広域運用センター代行業務委託契約に基づく、委託業務の開始及び終了			○ (所長)	○ (<u>所長</u> に連絡が取れ <u>ない</u> 場合に限る。)

(略)

【参考】変更履歴

(略)

変更 2024年 7月31日

変更 2024年12月25日